株式会社ケイ・オプティコム

第KK0041－0037号

平成二十九年九月二十九日

滋賀県大津市、京都市、大阪市、兵庫県姫路市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都、神奈川県横浜市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、三重県津市

○法務省告示第百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
別表第一	
一	
名称	所在地
［略］	［略］
大阪外語学院	大阪府

改正前	
別表第一	
一	
名称	所在地
［同上］	［同上］
大阪外語学院	大阪府